

動 検 時 報

Vol.59-4 2026.08



(撮影：羽田空港支所検疫第1課)

○ What's New !

家畜伝染病予防法が改正されました！

アフリカ豚熱や口蹄疫などの侵入防止に向け、水際対策をさらに強化。

今号では、改正家畜伝染病予防法の概要と、指定外基準の制定や食材店等への立入検査など、新たな取組について紹介します。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 動検時報 第 59-4 号 目次 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

◎ トピックス

- ・ 令和 8 年の家畜伝染病予防法改正の概要（消費・安全局動物衛生課 加茂前 清尚）…………… 3
- ・ 「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが
明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項について（指定外基準）～
令和 8 年 7 月 1 日運用開始～（検疫部管理指導課、畜産物検疫課）…………… 4
- ・ 動物検疫所（家畜防疫官）による食材店等への立入検査が始まります（検疫部管理指導課）…………… 5

◎ 動物検疫関連情報

- ・ 検査証明書の取扱いに関する説明会開催（検疫部畜産物検疫課）…………… 6
- ・ 水産資源保護法施行規則の改正概要について（企画管理部企画調整課）…………… 6
- ・ モンゴルからの肉製品等の持込みが激減しました（成田支所旅具検疫第 2 課）…………… 7
- ・ 外国人技能実習生へ動物検疫の講習会を行いました！（北海道・東北支所検疫課）…………… 8
- ・ 大阪府警察本部との合同広報（関西空港支所）…………… 8
- ・ 留学生向け広報（出前授業）（門司支所鹿児島空港出張所）…………… 9
- ・ 国際郵便検査に伴う在留外国人を中心とした広報活動（川崎出張所）…………… 9
- ・ 第 77 回東京みなと祭における広報活動について（羽田空港支所東京出張所）…………… 10

◎ 所内情報

- ・ 令和 8 年度動物検疫所業績発表会の概要（精密検査部微生物検査課）…………… 11
- ・ 神奈川県への出向を終えて（検疫部動物検疫課 永田彩華）…………… 12
- ・ 「企業対抗ティラノサウルスレース 2026 in 羽田エアポートガーデン」に参加しました
～ティラノ検疫課大爆走～（羽田空港支所検疫第 1 課）…………… 12

◎ 畜産物・動物の輸出入検疫数量実績（令和 8 年 5 月、6 月）…………… 13

◎ 動検通信（企画管理部）…………… 16

◎トピックス

・令和8年の家畜伝染病予防法改正の概要

(消費・安全局動物衛生課 加茂前 清尚)

1 経緯

我が国の家畜防疫をめぐる状況を見ると、令和6年、我が国でランピースキン病が初めて発生したほか、豚熱についてはワクチン接種により発生は散発的となっているものの、科学的知見を踏まえつつ清浄化に向けて着実に取組を進めていく必要があります。

また、水際対策においては、輸入検疫を適切に受けずに国内に持ち込まれる違法な畜産物(以下「違法畜産物」という。)が増加し、その持込みの態様も悪質化しており、最近では、国内での販売事例も確認されるなど、早急に対策を強化する必要があります。

これらを踏まえ、ランピースキン病を家畜伝染病に格上げするとともに、豚熱の清浄化に向けた取組を進める体制を構築するほか、違法畜産物の国内での販売への対応を強化するため、家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)の一部を改正する法律案が令和8年3月24日、内閣提出法案として、国会に提出されました。その後、本法案は、国会における審議を経て令和8年5月15日に成立し、同月19日に公布・一部施行されました。

2 概要

今般の家伝法の一部を改正する法律の概要は以下のとおりです(図参照)。

(1) ランピースキン病の追加

家畜伝染病に、牛のランピースキン病を追加し、その患畜及び疑似患畜を殺処分の対象とする。

(2) 豚熱のと殺義務の対象範囲の変更

ワクチン接種地域における豚熱に係ると殺義務の対象を、全ての疑似患畜から、まん延防止に必要な場合に都道府県知事が命ずるものに限ることとする。

(3) 輸入禁止品への対応の強化

(後述)

(4) 国が負担する費用の対象の追加

第5条の検査であって農林水産大臣が指定するものに要した費用の2分の1を国が負担することとする。

(5) 監視伝染病以外の疾病に対して準用することができる法の規定の追加

監視伝染病以外の疾病に対して家伝法の規定を準用し、緊急かつ暫定的に措置を講ずることができる制度に関し、準用することができる同法の規定の対象に、同法第5章の病原体の所持に関する措置を追加する。

(6) 罰則

罰則について、(3)の規定に違反した者は3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処することとする。

(7) 登録飼養衛生管理者による動物用生物学的製剤の使用

都道府県知事の登録を受けた飼養衛生管理者は、獣医師法第17条の規定にかかわらず、豚熱予防液の使用を業務とすることができることとする。

3 水際対策の強化

アジアを含め海外ではアフリカ豚熱や口蹄疫が継続して発生しています。口蹄疫については、韓国で令和8年7月に発生し、アフリカ豚熱についても、アジアでは我が国を除く全ての国・地域で発生しており、韓国では令和5年以降、日本への定期便が発着する釜山広域市において野生イノシシでの感染が確認されました。

一方、訪日外国人旅客数は、令和6年には3,687万人を記録し、今後も増加する見込みです。こうした訪日外国人旅客数や外国人労働者の増加に伴い、出身国の食品に対する需要が増加するなどにより違法畜産物の持込みも増加しています。最近では、組織的・反復的な持込みも確認され、お菓子の容器にジャーキーを隠しX線から逃れようとした事例や検疫探知犬の発覚から逃れるためソーセージと一緒にたばこを同梱した事例など、悪質化・巧妙化しています。

令和6年度に行った外国食材店緊急調査では、違法畜産物が検疫をくぐり抜けて国内で販売されており、その販売品からアフリカ豚熱ウイルス

スの遺伝子が検出された事例が確認されました。これにより、このような違法畜産物が廃棄され、野生イノシシにアフリカ豚熱等が感染したり、野生イノシシ経由で飼養豚にアフリカ豚熱等が感染するおそれがあることが判明しました。今後、増加が見込まれる訪日外国人旅客等を対象とした空海港での輸入検疫のみで完全に阻止することには人員や技術面に限界があることから、万全を期すために従来の対策を確実に実施しつつ、輸入検疫をくぐり抜けた違法畜産物の販売等に対する規制を講ずるため、今般の家伝法改正によって、

- ① 違法畜産物については、それを販売し、又は販売の用に供するために加工、使用、調理、貯蔵、陳列してはならないものとし、違反者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。
- ② 家畜防疫官が、店舗等に立ち入って、肉製品等、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、検査のために必要な限度において、監視伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物を集取できることとする。
- ③ ②の検査の結果の通知を受けるまで、当該検査に係る物の販売等を禁止することとする。
- ④ ②の立入検査の結果、当該検査に係る物が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認められたときは、家畜防疫官はこれを廃棄できることとする。
- ⑤ 農林水産大臣は、家畜防疫官が違法畜産物等の廃棄を行った場合にはその旨を公表できることとする。

などの水際対策の強化が行われました。

4 おわりに

今般、令和2年以来、6年ぶりに家伝法が改正され、さらなる水際対策の強化が行われました。家畜防疫官の店舗等への立入検査は、これまでにない新たな取組ですが、違法畜産物が販売されている現状において非常に重要な取組です。立入検査による違法畜産物の集取・廃棄のみならず、違法畜産物を廃棄した店舗名等の公表によって、違

法畜産物の流通自体が減少していくといった効果も期待しています。

今般の法改正により、アフリカ豚熱や口蹄疫の侵入防止が徹底され、引き続き我が国が未発生国であり続けられることを願います。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要

背景

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の家裏ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要
- また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食料店での販売が見えられ、早急に対応が必要

法律の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全額殺処分から、子豚や症状があり検査陽性とった豚を殺処分とする方法に変更
【第16条第1項、第17条】

(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術者を確保した農業衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置【第44条の2】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担【第60条第1項】

3. 輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手段を措置
- ① 輸入禁止品の販売等を禁止【第44条の2】
- ② 家畜防疫官に、外国食料店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移
（万回）

年	件数
2015年	1
2020年	2
2024年	5

◆発見から送れるため、ソーセージと一緒に
タピオやコーンを混入した事例
【第51条第2項～第6項】

施行期日

令和8年7月1日
（ただし、2(1)、(2)は本改正法の公布の日（令和8年5月19日）。2(2)①は令和9年5月1日）

- ・「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項について（指定外基準）～令和8年7月1日運用開始～

（検疫部管理指導課、畜産物検疫課）

今般の家畜伝染病予防法の改正により、輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等が禁止されました。これを踏まえ、「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」については、輸入検疫の対象となる指定禁止物や指定検疫物（以下「指定禁止物等」という。）から除外する法令改正が行われ、指定禁止物等の範囲が明確化されました。

これを受け、指定禁止物等として取り扱わないものの具体的な基準を定めた動物検疫所長通知

(以下「指定外基準通知」という。)を発出しました。

動物検疫所ではこれまでも、指定検疫物に由来する畜産物等であっても、製造工程等から監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなものについては、指定外畜産物として輸入検疫の対象から除外していました。今般、指定外畜産物として取り扱うものの基準を公表することで、輸入しようとする物が基準に該当するかを輸入者自身が判断できるようになります。これにより、動物検疫所における輸入手続の透明性及び公正性の向上を図るとともに、輸入者をはじめとする関係者の利便性の向上が期待されます。

＜指定外基準通知の概要＞

指定外基準通知は、輸入者の責務、家畜防疫官による検査のほか、別紙として具体的な基準（以下「指定外基準」という。）を規定しています。

〔輸入者の責務〕

- ① あらかじめ動物検疫所ウェブサイトに掲載されている最新の指定外基準を確認してください。
- ② 輸入しようとする物が指定外基準に該当するか判断できない場合には、輸入前に動物検疫所に御相談ください。
- ③ 輸入時に動物検疫所から、輸入した物が指定外基準に該当することの確認を求められた場合は、当該基準に該当することを示す書類等を提示してください。

〔指定外基準〕

表形式で「分類」「基準」及び「具体例」を示しています。当該基準に該当する物及びこれを加工した物は指定外畜産物として取り扱います。

詳しくは動物検疫所ウェブサイト

(<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/shiteigai.html>)を御確認ください。

なお、指定外基準は、国際基準の変更等の情勢の変化を踏まえ、家畜衛生等の専門家等に意見を聴いた上で、適宜見直しを行います。

引き続き、適切な動物検疫の実施に御協力をお願いします。

・動物検疫所（家畜防疫官）による食材店等への立入検査が始まります

(検疫部管理指導課)

令和元年（2019年）頃から国際郵便物の検査において、日本に持ち込むことができない畜産物が増加しています。これら国際郵便物の宛先が外国食材店である事例が確認されています。また、国内の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例も確認されています。

これらを踏まえ、今般の家畜伝染病予防法の改正により、違法に輸入された畜産物の販売が禁止されるとともに、家畜防疫官に外国食材店等への立入検査の権限が付与されました。家畜防疫官が店舗等に立ち入って、商品や帳簿、書類その他必要な物を検査し、関係者に質問し、又は監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取・指定し、検査した物が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、指定した物を廃棄します。さらに、廃棄があった場合は、廃棄処分を受けた者の氏名又は名称その他販売等に関する事項が動物検疫所のウェブサイトに掲載されます。

外国の食材を販売等する場合は、正規に輸入された物かどうか十分確認いただき、家畜防疫官の立入検査に御協力をお願いします。

◎動物検疫関連情報

・検査証明書の取扱いに関する説明会開催

(検疫部畜産物検疫課)

畜産物を輸入する場合、家畜伝染病予防法に基づき輸出国政府機関が発行する検査証明書を添付する必要がありますが、検査証明書を厚生労働省検疫所にも提出する必要がある場合には、動物検疫所において家畜防疫官による原本性の確認を行ってきました。今般、検査証明書の取扱いを変更し、これまで紙で窓口に出し家畜防疫官による原本性の確認を受けていた検査証明書について、令和8年7月1日からPDF化した電子ファイルでも提出できるようになりました。これに先立ち、令和8年6月9日に事業者の皆様を対象としたオンライン説明会を開催しました。

今回の取扱いの変更により、事業者の皆様の動物検疫所への検査証明書の持込みに係る負担軽減や手続の効率化が期待されます。ただし、本制度を利用するためには、検査証明書の適切な管理体制を整備した上で、事前に申請者として登録していただく必要があります。また、本制度の対象となるのは、厚生労働省検疫所に検査証明書の原本を提出する貨物に限られます。さらに、提出する電子ファイルについても、カラーであることや解像度などの要件があります。このため、本制度の利用を希望される場合は、事前の申請者登録に加え、対象貨物であること及び電子ファイルが所定の要件を満たしていることを確認していただく必要があります。

説明会では、制度の概要に加え、申請者登録の方法、申請時に必要な事項、電子ファイル作成時の留意点など、実務に直結する内容について具体的に説明しました。また、制度開始までのスケジュールについても紹介し、7月1日から本制度の利用を希望する事業者の皆様に対し、事前の準備を呼びかけました。

動物検疫所では、今後も本制度の円滑な運用に向けて、分かりやすい情報提供や支援に引き続き取り組んでまいります。制度の利用を希望される事業者の皆様におかれましては、必要な準備を進めていただくとともに、適切な手続への御理解と

御協力をお願いいたします。

・水産資源保護法施行規則の改正概要について

(企画管理部企画調整課)

動物検疫所では、牛・豚などの家畜や犬・猫などのペットの輸出入検疫のほか、水産資源保護法に基づき、金魚やエビ等の水産動物の輸入許可業務を行っています。これら輸入許可の対象となる疾病は、我が国の水産動物に対して被害を及ぼす可能性の高い疾病について科学的知見に基づくリスク評価を行い、選定されています。

近年、新たな水産動物の疾病が世界各地で確認されており、我が国に輸入される水産動物が多様化していることから、水産業に重大な損害を与える疾病が我が国に侵入するリスクが従来よりも高まっています。このため、水産防疫の専門家による科学的知見に基づく疾病のリスク評価を行い、当該評価を踏まえ、輸入防疫の強化を図るため、令和8年3月9日付けで水産資源保護法施行規則の一部が改正され、令和8年6月9日から施行されました。

主な改正内容のうち、動物検疫所が行う輸入許可業務に関わる内容は以下のとおりです。

(1) 輸入防疫対象疾病及びその対象動物の見直し

- ① 甲殻類疾病である十脚目イリドウイルス病を追加
- ② 貝類疾病であるアワビの細菌性膿疱症を削除
- ③ エビの潜伏死病の対象動物に甲殻類2種を追加
- ④ アワビヘルペスウイルス感染症の対象動物に豪州原産あわび2種を追加
- ⑤ 甲殻類の分類を最新の知見にあわせ更新

(2) 管理すべき期間の一部改正

急性肝臓壊死症について、水産資源保護法第14条第1項で定める期間を20日に延長

対象の水産動物を輸入する場合は、到着日の5日前までに、輸入許可申請書と輸出国政府発行の検査証明書の電子データを動物検疫所に提出いただくとともに、輸入する水産動物が養殖用（試験研究用等を含む）の場合には、仕向先都道府県にも当該書類の提出が必要です。輸入許可対象の水産動物や具体的な手続については動物検疫所ウェブサイト（<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/fishinfo.html>）にも掲載していますので御確認ください。円滑な輸入許可業務の実施に当たり、今後とも御協力をよろしくお願いします。

・モンゴルからの肉製品等の持込みが激減しました

（成田支所旅具検疫第2課）

近年、インバウンド旅客の増加に伴い、携帯品による輸入禁止品等の摘発件数及び重量は増加しており、成田空港では、中国、フィリピン、ベトナム等からの畜産物の違法な持込みが多い状況です。一方で、モンゴルについてはそのような状況は見られていませんでしたが、昨年後半から持込件数が急増し（前年同月比、最大で約650%）、それらの国々を上回る状況となりました。今回、航空会社等の協力を得て、同国からの旅客に対する広報を実施したので、御紹介します。

最初に、駐日モンゴル国大使館を訪問し、同国からの肉製品等の持込みが増加している状況、当所の広報の実施状況等を説明し、双方で意見交換を行いました。その際に同大使館から頂いた御助言を踏まえ、新たな広報物を作成することとし、既存の広報物の写真をモンゴル人旅客が持ち込むことのできる肉製品の写真に変更し、最高300万円となる罰金表記を、現地通貨換算額（作成当時のレートで約7千万トグログ）併記として、モンゴル人向けのものとししました。

次に、モンゴルからの直行便を運航している航空会社に広報の協力を依頼しました。同社の到着便における肉製品等の持込みが、他の便と比較して突出して多い状況であることを伝えたところ、同社から、モンゴルではFacebookの利用者が非常に多いため、同社東京支店の公式Facebookに注意喚起メッセージを投稿することを提案いただきました。ま

た、広報物の写真の確認やモンゴル語訳のネイティブチェックにも御協力いただきました。

本年1月、同社のFacebookに、肉製品等の持込禁止の注意喚起のメッセージとともに新たに作成した広報物が投稿され、そして、在日モンゴル人が多く所属するグループにシェアされるようになりました。

その後、モンゴルからの肉製品等の持込みが大幅に減少し、件数については、本年2月が前月比43.9%減、本年3月が40.9%減となり、本年4月以降もその水準が維持されています。

実際に、モンゴル人旅客から広報物を目にしたという話を聞くようになり、広報物の周知は進んでいるように感じます。

今後とも、動物検疫に関する広報がより多くの海外からの旅客に届くよう、対象国の状況等に合わせた効果的な広報の在り方を検討し、肉製品等の持込防止の取組を進めてまいります。

最後に、駐日モンゴル国大使館及び御協力いただいた航空会社の皆様に改めて感謝申し上げます。



図 作成した広報物（上：英語、下：モンゴル語）

・外国人技能実習生へ動物検疫の講習会を行いました！

(北海道・東北支所検疫課)

北海道・東北支所では広報活動の一環として、外国人技能実習機構（OTIT）の監理団体である札幌南国際事業協同組合（北海道千歳市。以下「組合」という。）より依頼を受けて、令和4年より2か月に1回の頻度で出向き、講習会を実施しています。

本年度も継続して実施しており、4月14日及び6月2日にインドネシア、ミャンマー、ベトナムから来日した外国人技能実習生（以下「実習生」という。）を対象に動物検疫の講習会を実施しました。

講習会では、広報資材（リーフレット入りポケットティッシュとリーフレット「来日するあなたへのお願い」）を配付するとともに、易しい日本語で作成したスライドを使用し、組合が準備した各言語の通訳を通じて説明を行いました。「なぜ動物検疫が必要なのか」、「肉・肉を使用した製品の持込禁止について」に重点を置き、持ち込めない根拠を説明することにより実習生に理解を求めました。スライドの最後には理解度を測るために○×方式で参加型のクイズを用意しました。実習生同士で「肉が入っているからダメじゃない?」「じゃあ魚は?」などと議論し合いながら参加してくれて、賑やかなクイズの時間となりました。また、質疑応答では様々な食品の持込みについてたくさんの質問があり、改めて関心の高さを感じました。

今回の講習会に参加した実習生は、今後、北海道別海町にある牛の牧場にて実習予定とのことでした。このことから、実習に入る前に講習会を実施できたことは非常に効果的であったと感じました。

農業分野で働く実習生に対し、直接、動物検疫の講習会を実施できる機会は大変貴重であり、今後も定期的に行っていきたいと思います。

・大阪府警察本部との合同広報

(関西空港支所)

令和8年6月2日、宝塚医療大学留学生別科の学生の皆様に、大阪府警察本部と合同で広報活動を行いましたので、その概要を報告します。

昨今、日本に留学する外国人は増えており、独立行政法人日本学生支援機構が実施した「外国人留学生在籍状況調査」によると、2025（令和7）年5月1日現在の外国人留学生数は408,069人（対前年度比71,361人（21.2%）増）となり、前年度に引き続き過去最多となっています（令和8年5月29日付け文部科学省 報道発表より）。旅客の携帯品検査において、渡航目的を尋ねると、留学のために来日したと答える外国人の方も少なくありません。中には検査時に、初めて肉製品の持込みができないことを知ったという方もおり、留学生の皆さんへの動物検疫についての広報が必要かつ効果的と感じているところです。

今回、大阪市立浪速区民センターにて、大阪府警察本部、大阪税関など関係各所の皆様と合同で「日本への渡航や滞在時の注意点」などに関して広報を実施しました。参加した学生は、ネパールやミャンマー等のアジア諸国出身者の方が多く、日本語の学習歴が短い方もおり、易しい日本語と英語で、動物検疫所の役割、携帯品や国際郵便で肉製品を日本に持ち込んではいけないことなどを、イラストや写真を交えてお話ししました。講義の最後に食べ物の持込みについてのYes／Noクイズを行ったところ、多くの学生が手を上げ、回答してくださり、日本へ肉製品の持込みが出来ない旨が十分に伝わったように見受けられ、非常に有意義な広報活動になったと考えています。

また、警察や他官庁の方々との連携により、当所単独では難しい対象への広報も可能ということ今回改めて確認できました。今後も対象や方法を模索しつつ様々な形で広報活動を続けていきたいと思っています。



・留学生向け広報（出前授業）

（門司支所鹿児島空港出張所）

「知らなかったとしても、自分が持ち込んだお肉が原因で、農場の牛や豚が何万頭も死んでしまったらどう思う？」そう問いかけられた高校生たちの顔には、他人事ではないのかもしれないという危機感が少しだけ見えたような気がしました。令和8年4月、とある高校の体育館で、留学生の生徒たちを前に水際検疫について出前授業をする機会がありました。動物検疫など初めて聞くという顔つきの生徒たちは、最初こそきょとんとしていて、自分には関係のない話だと言わんばかりの方も多くいたように感じました。まずは話を聞いてもらいやすいようにと軽い調子で自己紹介から話し始めましたが、私が真剣な顔と声のトーンで冒頭の問いかけをしたあたりから、これは真面目に聞いた方がいいことだなと気付いてもらえたようでした。最終的にはほとんど全員が私の話を真剣に聞き、水際検疫について理解を深めてくれたように感じました。知らずに肉製品を日本へ持ち込んでしまったり、母国の家族からの郵便物の中に肉製品が入っていたりということがないように、これまで以上に気を付けてほしいと思います。

今回、出前授業の機会を頂きました高校関係者の皆様には、御協力をいただき心より感謝申し上げます。また、今回の取組は県庁畜産主務課とも連携して実施しました。御協力に感謝申し上げます。

このほかの留学生の受入れを行っている学校や団体の皆様におかれましても、出前授業の依頼や水際検疫に関する相談などがございましたら、お気軽に動物検疫所まで御連絡いただければ幸いです。

・国際郵便検査に伴う在留外国人を中心とした広報活動

（川崎出張所）

川崎出張所では、国際郵便のうち全ての船便小包と一部の航空小包の輸入検査をしており、摘発する違反品はひと月に1 t以上、全国の約2割を占めています。

国際郵便検査で確認される畜産物の違反品は、日本に在留する外国人宛てが多く、在留外国人も対象とした動物検疫制度の広報の更なる強化が必要であると考えています。

このため、川崎出張所では例年、神奈川県川崎市内で外国人の立ち寄りも見込まれる関係機関等に対し、動物検疫制度の説明並びにポスターやパンフレットの設置等の広報活動を実施しています。今年度も、東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所、神奈川県パスポートセンター川崎支所、川崎市港湾振興会館（通称：川崎マリエン）等に対し、広報活動の協力を依頼しました。

また、違反品の宛先は個人に限らず、企業や留学生寮の場合もあります。企業や留学生寮宛の違反品を確認した際には所在地を問わず、当該企業や学校等に対して個別に動物検疫制度の周知を行っています。

今後は、関係機関等が企画するイベント等に参加し、広く動物検疫制度を周知していきます。特に、川崎マリエンが会場となり20万人前後の来場者が訪れる「川崎みなと祭り」には今年度も参加予定です。

広報活動に協力いただいている関係機関等の皆様には、今後とも動物検疫へ御理解と御協力を

賜りますようお願いいたします。



＜川崎マリエンでの広報の様子＞

・第77回東京みなと祭における広報活動について

(羽田空港支所東京出張所)

令和8年6月28日（※6月27日は、悪天候のため中止）に、東京国際クルーズターミナルで開催された第77回東京みなと祭に参加し、広報活動を行いました。

東京みなと祭は、港湾関係者と都民の「東京港」への認識を高め、東京港の振興発展に寄与することを目的としており、例年5月頃に開催していましたが、特に今年度は、東京国際クルーズターミナルへのクルーズ船の就航数が増加（4月～6月の就航数は、前年と比べ約1.5倍）していることから、今回は6月末の開催となりました。

港湾関係者、クルーズ船事業者、関係省庁等が出展し、動物検疫所では、子供から大人まで楽しみながら動物検疫のことを学んでいただけるよう、（手作り感満載ではありますが、）工夫しながら広報を行いました。

10時10分からは、官公庁マスコットキャラクター大集合。そうです、皆様お待ちかねの「クンくん」の登場です！総勢9体のマスコットが集まり、会場もにぎわっていました。



11時から、動植物検疫探知犬のデモンストラーションを行いました。



今回は、苺号（左）とロック号（右）が活躍しました。パネルを用いて動物検疫の概要を説明するとともに、来場者にも参加していただきながら、実際の探知活動の様子を再現しました。苺号、ロック号ともに、ターゲットとなる肉製品や果物を見事に発見し、会場からは大きな歓声が上がりました。

ブースでは、日本への持込みが禁止されている物（肉製品）を的にした輪投げを用意し、お子様にも、楽しみながら動物検疫を学んでいただきました。

そして、大行列ができたのが、動植物検疫探知犬との写真撮影です。



お子様連れの御家族にはもちろん、某省庁の屈強なお兄様方にも大人気でした。

来場いただいた皆様からは、「なるほど、動物検疫ってそういうことだったのですね！」「旅行前に知ることができて良かった！」「という声に加えて、「テレビでも見たわよ。大変そうなお仕事だけど、これからも日本のために頑張ってください

いね！」といった温かいお言葉もいただき、職員の私たちが励まされる場面もありました。

このような機会を頂きました、東京みなと祭協議会及び関係の皆様、改めて感謝申し上げます。

◎所内情報

・令和8年度動物検疫所業績発表会の概要

(精密検査部微生物検査課)

6月25日～26日、動物検疫所本所大会議室において「令和8年度動物検疫所業績発表会」を開催しました。本発表会は、動物検疫業務や調査研究における業績の発表・討議を通じて、検疫業務の改善及び向上に資することを目的に毎年開催しているものです。今回は、第一部門「検査業務の課題や改善事例の報告」から11演題、第二部門「検査診断事例や検査の技術改善のための調査研究報告」から13演題の発表がありました。さらに、特別演題として、昨年度に神奈川県のご協力の下で取り組んだ病性鑑定研修や、動物衛生研究部門小平海外病研究拠点でのウイルス研修等に関する4演題が発表され、活発な意見交換が行われました。各演題の審査に当たっては、所内審査員に加え、外部審査員として国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門の井関博氏及び渡部綾子氏、農林水産省動物医薬品検査所の山本欣也氏をお迎えし、多角的な視点から多くの御助言を頂きました。審査の結果、第一部門・第二部門から各2演題（計4演題）が優秀演題として選出されました。また、これらとは別に、第二部門から2演題が、本年9月に開催される「第67回全国家畜保健衛生業績発表会」の特別演題に選出されました。

<受賞演題>

○第一部門優秀演題

- ・深夜・早朝便に対する水際対策の徹底について（羽田空港支所検疫第1課）
- ・SNSを利用した畜産物の不正輸入事例紹介（関西空港支所検疫第1課）

○第二部門優秀演題

- ・簡易抽出法を用いたCSFV・ASFV・FMDVのリアルタイムPCR検査系について（精密検査部病理・理化学検査課）

- ・英国産初生ひなで確認された鶏封入体肝炎について（神戸支所検疫課）

○第67回全国家畜保健衛生業績発表会特別演題

- ・輸入豚から検出された豚サーコウイルス2型遺伝子型2eの遺伝子解析と定量リアルタイムPCR法の拡充（精密検査部微生物検査課）
- ・携帯品で持ち込まれた家きん由来畜産物から分離されたH9N2亜型鳥インフルエンザウイルスについて（精密検査部海外病検査課）

本発表会では演題発表のほか、特別講演として国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門から西達也氏をお招きし、「最近の口蹄疫発生動向と侵入リスクに備えた研究」をテーマに御講演を頂きました。口蹄疫ウイルスは相互にワクチン効果がない7つの血清型を持ち、多様な抗原性を示すことが知られています。本年3月には中国で初めて血清型SAT1が確認され、東アジア地域における新たな感染拡大が懸念される状況にあります。また、本年1月に旅客の携帯品として国際空港に持ち込まれた偶蹄類の肉類から感染性を有する口蹄疫ウイルス（血清型O）が、同部門の協力の下で分離されています（https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/FMD_cloven-hoofed-animals_products.pdf）。このような情勢を踏まえ、引き続き関係機関と緊密に連携し、緊張感を持って水際検疫の徹底に努めてまいります。



・神奈川県への出向を終えて

(検疫部動物検疫課 永田彩華)

令和5年4月、入省4年目に神奈川県県央家畜保健衛生所へ出向し、本年4月に動物検疫所へ復帰しました。神奈川県と動物検疫所の人事交流は15年以上続いており、相互に職員を派遣しています。出向先では防疫課養豚班に配属され、養豚振興や疾病発生予防に関する業務に従事しました。豚熱の国内再発生から8年が経過しようとしていますが、養豚班の業務の多くは豚熱対策に関するもので、豚熱ワクチン接種や抗体価確認、適切な接種時期の検討などに追われる日々を過ごしました。豚熱清浄化ロードマップの策定により、清浄化に向けた道筋が示された一方、達成には数十年の時間を要します。マーカーワクチンの開発に期待を寄せつつ、現行ワクチンの適時・適切な接種や飼養衛生管理基準のさらなる徹底など、今できる対策を着実に進めることの重要性について、生産者と意見交換を重ねていました。

家畜保健衛生所への出向で得られたもので自身の財産になったと感じていることは、家畜の飼養管理や農場の構造への理解が深まり、生産者と状況に応じた対話ができるようになったことです。非農家出身の私にとって、畜産に関する知識は机上のものに過ぎませんでしたが、日々の農場巡回で実際に家畜や施設を目にすることで知識と現場の状況が結び付き、家畜衛生業務においてより具体的に状況を想定できるようになりました。今後の検疫業務においても、現場の状況を想定しながら対応する上で大いに役立つ経験になったと感じています。また、生産者との対話を通じて、家畜衛生は単に疾病の予防やまん延防止を行うだけではなく、畜産経営や地域の畜産振興を支えるものであることを実感しました。生産者からは農業・畜産を取り巻く政策や国の方向性について意見や質問を受けることもあり、説明責任の重さを感じる場面もありました。そのような経験を重ねる中で「畜産振興あつての家畜衛生」という言葉の意味を改めて理解できたように思います。

この場をお借りして、2年間お世話になりました神奈川県県央家畜保健衛生所の皆様に心より

感謝申し上げます。

・「企業対抗ティラノサウルスレース 2026 in 羽田エアポートガーデン」に参加しました～ティラノ検疫課大爆走～

(羽田空港支所検疫第1課)

令和8年6月26日(金)、羽田エアポートガーデンで開催された「企業対抗ティラノサウルスレース 2026 in 羽田エアポートガーデン」に、検疫第1課長と羽田空港支所の『白亜紀ガール』職員3名が動物検疫所代表チーム「ティラノ検疫課」として参加しました。

本大会には、羽田空港で働く企業や官公庁の職員で構成された全20チームが出場しました。また、動物検疫所公式キャラクター「クンくん」も応援に駆けつけ、会場を盛り上げてくれました。

レースでは、参加者がティラノサウルスの着ぐるみを身にまとい、お肉のぬいぐるみをバトン代わりにリレー形式で競走しました。多くのティラノサウルスが一齐に駆け出す姿は非常にシュールでありながらも会場を大いに盛り上げ、参加者や観客からは多くの笑顔が見られ、終始和やかな雰囲気の中で大会が進行しました。

今回のイベントでは残念ながら優勝は逃しましたが、日頃接する機会の少ない空港周辺企業や関係機関の職員の方々との交流を深めることができ、大変有意義な機会となりました。今後もこのような交流の機会を大切にしながら、しっかり業務に取り組んでいきたいと思っています。



お肉バトンを持って走るティラノサウルス

◎畜産物・動物の輸出入検疫数量実績（令和８年５月、６月）

●輸入畜産物（前年同月比）

５月分全体の輸入量は前年同月比 95.1%とやや減少、６月分全体の輸入量は前年同月比 105.8%とやや増加しました。

●輸出畜産物（前年同月比）

５月分全体の輸出量は前年同月比 82.0%と大幅に減少し、６月分全体の輸出量は前年同月比 103.9%とやや増加しました。

（単位：KG、アンプル、個）

品目名			輸入		輸出	
			５月	６月	５月	６月
骨類	骨		1,467,950	1,281,406	—	4,000
	碎骨		1,107,561	297,845	—	—
	蹄角		15,704	8,868	—	—
	骨髄		38,026	57,555	—	—
	蹄角粉		18,000	—	—	—
	その他の骨		—	—	—	—
	計		2,647,241	1,645,675	0	4,000
肉類	牛肉	冷蔵	17,950,583	20,455,044	384,140	545,086
		冷凍	27,635,640	28,441,072	524,732	683,639
		その他	6,875	12,498	645	—
		加熱処理	6	45,885	—	—
	豚肉	冷蔵	38,615,761	36,905,879	1,280	2,345
		冷凍	72,495,873	65,943,191	154,591	206,996
		その他	—	3,538	—	—
		加熱処理	727,792	857,590	—	—
	めん羊肉		2,675,055	2,421,319	—	—
	山羊肉		40,744	51,454	—	—
	鹿肉		2,772	310	—	—
	その他の偶蹄類肉		—	—	—	—
	加熱処理その他の偶蹄類肉		—	—	—	—
	ハム		348,185	516,095	—	5
	加熱処理ハム		28,206	19,310	—	—
	ソーセージ		557,741	902,435	126	1,407
	加熱処理ソーセージ		426,764	776,151	—	—
	ベーコン		98,315	81,852	—	—
	加熱処理ベーコン		23,076	383	—	—
	馬肉		388,911	396,883	456	395
	うさぎ肉		3,924	12,794	—	—
	犬肉		—	—	—	—
	家きん肉		55,667,383	57,798,557	206,651	370,992
	家きん加熱処理肉		39,254,636	48,550,865	—	—
	非加熱 その他の肉	牛	628,473	1,240,384	466	23,000
		豚	141,763	112,138	—	—
		家きん	145,118	179,009	1,058	24,756
		その他	67,793	38,193	12,793	32,873
	加熱処理 その他の肉	牛	104,201	105,289	—	—
		豚	2,675,222	2,915,892	—	—
		家きん	3,660,757	4,493,853	—	—
		その他	342,476	538,809	—	—
	計		264,714,045	273,816,672	1,286,938	1,891,496
臓器類	牛臓器		129,320	78,736	48	64
	豚臓器		22,000	1,034	100	4,100
	その他の偶蹄類臓器		11,137	31,879	2	—
	加熱処理牛の臓器		—	—	—	—
	加熱処理豚の臓器		—	—	—	—

品目名		輸入		輸出	
		5月	6月	5月	6月
臓器類	加熱処理その他の偶蹄類臓器	—	—	—	—
	偶蹄類以外の臓器	51,606	37,389	1,896	2,016
	消化管等	2,761,686	2,707,894	3,017	3,567
	加熱処理消化管等	—	—	—	—
	ケーシング	339,384	324,758	—	—
	脂肪	3,453,300	4,055,480	45	190
	非加熱その他の臓器	270	1,793	—	—
	加熱処理その他の臓器	—	—	—	—
	加熱処理家きん臓器	276,262	336,522	—	—
	加熱処理その他の家きん臓器	3,360	—	—	—
	計	7,048,326	7,575,485	5,108	9,937
卵類	殻付卵	237,630	139,763	1,922,988	2,287,332
	液卵	771,804	769,951	1,620	3,348
	その他の卵	45	—	2,063	324
	計	1,009,479	909,714	1,926,671	2,291,004
皮類	牛皮	1,909,649	1,881,077	891,452	1,133,941
	豚皮	411	1,297	3,375,159	3,734,284
	めん羊皮	30	—	—	—
	山羊皮	—	105	—	—
	鹿皮	47,277	17,075	—	—
	その他の偶蹄類の皮	—	—	—	—
	馬皮	71,694	48,633	—	—
	うさぎ皮	26,880	40,320	—	—
	犬皮	—	—	—	—
	その他の皮	—	—	—	120
	計	2,055,941	1,988,507	4,266,611	4,868,345
毛類	牛毛	—	—	—	—
	豚毛	1,200	1,294	—	—
	羊毛	—	149	—	—
	山羊毛	9,325	6,069	—	—
	鹿毛	—	—	—	—
	その他の偶蹄類の毛	—	900	—	—
	馬毛	10,483	3,360	—	—
	うさぎ毛	480	1,440	—	—
	羽毛	98,013	106,007	22,856	28,797
	犬毛	—	—	—	—
	その他の毛	—	—	1,677	4,979
	計	119,501	119,219	24,533	33,776
乳製品類	チーズ	23,418,061	25,282,373	1,347	1,140
	バター	1,092,314	1,330,098	41	—
	偶蹄類動物の飼料用乳製品	4,332,799	5,241,764	—	—
	その他の乳製品	4,978,586	6,230,619	187,840	216,814
	計	33,821,760	38,084,855	189,228	217,955
ミール類	血粉	207,576	63,289	—	—
	肉粉	28,777	33,601	—	—
	肉骨粉	—	—	—	—
	皮粉・羽毛粉	—	—	—	—
	計	236,353	96,889	0	0
その他	精液（アンブル）	71,540	62,229	—	—
	受精卵（個）	125	38	—	—
	ふん・尿	1	—	—	90,000
	計	1	—	—	90,000
わら類	穀物のわら	17,192,990	19,038,780	—	—
	飼料用の乾草	—	—	—	—
	その他	85,860	79,150	—	—
	計	17,278,850	19,117,930	0	0
総計		328,931,496	343,354,946	7,699,088	9,316,512

※ 解放重量ベースの速報値

(単位：頭、羽、個、群)

動物名	用途	輸入		輸出	
		5月	6月	5月	6月
牛	乳用繁殖用	—	—	—	—
	肉用繁殖用	—	—	—	—
	肥育用	—	—	—	—
	と畜場直行用	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
豚	繁殖用	53	107	—	—
	その他	—	—	—	—
めん羊		—	10	—	—
山羊		—	—	—	—
その他の偶蹄類		—	—	—	—
馬	繁殖用	—	—	—	—
	乗用	8	13	—	1
	競走用	58	2	5	1
	肥育用	211	305	—	—
	と畜場直行用	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
その他の馬科		—	—	—	—
うさぎ		90	117	9	3
初生ひな（鶏）		20,638	25,335	—	—
初生ひな（その他）		—	—	—	—
種卵（個）		—	—	—	—
蜜蜂（群）		—	—	—	—
指定検疫物以外の動物				6,876	8,732
犬		715	690	790	934
猫		391	441	384	386
あらいぐま		—	—	—	—
きつね		—	—	—	—
スカンク		—	—	—	—
サル		266	768		

※ 解放頭羽数ベースの速報値



家畜伝染病予防法が改正されました

令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、水際対策が強化されました。本号では改正の概要を紹介しています。法改正の詳細についてはQRコードから農林水産省ホームページをご覧ください。

◎動検通信（企画管理部）

「よく猫を見つけるよね」と、何度か言われたことがあります。そして「それって、たまたま猫が目に残るのではなく、無意識のうちに猫を探しているんだよ」とも。確かに、公園や路地裏など猫がいそうな場所に来ると、つききよろきよろ、おっしやるとおり。

私は小さな頃から大の猫好きでしたが、父親が大の猫嫌いだったので、外飼い猫や野良猫（当時は結構な頻度で見かけました）を見つけては、近寄ったり撫でたり。

そして今、我が家には猫が2匹います。キジトラのコウメイ（雄）と黒のくろみつ（雌）です。いずれも住まいのある千葉市動物保護指導センターから5年ほど前に譲り受けました。引き取り時、警戒するコウメイはまるで野生のヤマネコ、くろみつは体格も毛並みも貧相で感情が乏しい猫でした。ちなみに、3匹目（ハチワレの雌）を千葉県動物愛護センターからトライアルしたのですが…女同士ライバル心が芽生えたのか、くろみつからの激しい攻撃が収まらずに2か月ほどで泣く泣くトライアル失敗。

この猫たち、暑さ対策で購入したひんやりマットには乗りもせず、寒さ対策のハウスは最初だけ、おいしそうなおやつを買ってもにおいを嗅ぐだけでペロリともしない、じゃれていた紐を飲み込む瞬間を目撃（動物病院へ）、カリカリだけのご飯は興味なし、段ボールには必ず入る（お約束）、ソファに毛玉の吐き戻し、ソファで爪とぎ、ペット用の柵をくぐりぬけ部屋から脱走（そこ身体入るか!?）、忙しい時に抱っこをせがむ（実は嬉しい）、…なんて充実した猫生活！ただ1つだけ困ることが、旅行に行けないこと。行きつけの動物病院で預かってもらえるのですが、1度預けた際、コウメイが神経過敏状態になって戻ってきたため、今は姉が家に来てくれる時だけ旅行に行き、猫の環境を変えないようにしています。

この2匹も今は9歳と6歳、飼い猫の寿命は16歳程度と言われていますが、自分の定年を考えると一緒に老後をのんびり過ごすのはギリセーフか。

こんな保護猫との毎日を皆様も送ってみませんか？

最新のトピックスは
こちらへ➡

動物検疫所のホームページ <https://www.maff.go.jp/aqs/>
農林水産省のホームページ <https://www.maff.go.jp/>
WOAH のホームページ <https://www.woah.org/en/home/>

動検時報はこちらにも掲載しています。



編集・発行 農林水産省
動物検疫所
横浜市磯子区原町 11 - 1
(045) - 751 - 5921 (代表)